

■ 参考 ■

生涯現役をめざす職場づくり研究事業の概要

本報告書でご紹介した「高齢者就業形態開発支援事業」は平成 24 年度末をもって終了いたしました。

平成 25 年度から新たに、生涯現役を支援する企業を支援する事業として『生涯現役をめざす職場づくり研究事業』がスタートしましたので、以下にその概要を掲載します。

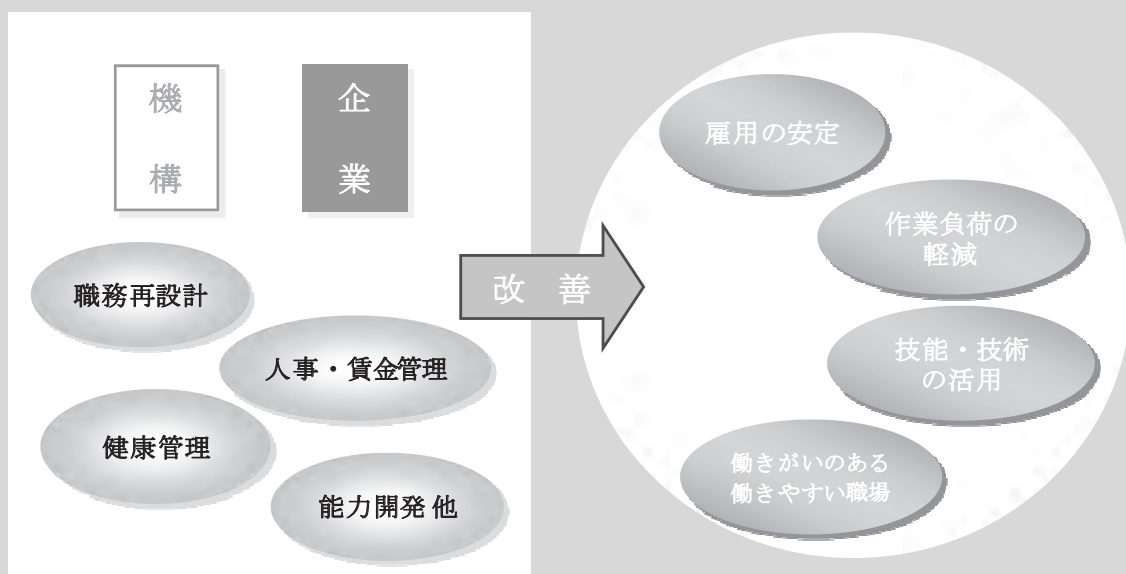
事業の背景について

我が国の少子高齢化の進行により、今後の労働力人口の減少が危惧されている中、若年者や高齢者、女性、障害者など働きたい意欲がある人がその意欲と能力に応じて働ける環境が整うことにより、約 600 万人の労働力の確保が可能とされています。そのうち、高齢者への就業支援を実施することにより、約 240 万人の労働力が確保できるとされており、高齢者が長年培った知識・経験を十分に活かし、社会の支え手として意欲と能力のある限り活躍し続ける社会の実現が求められています。

当事業について

当事業は、生涯現役を支援する企業と協力して、高齢者雇用推進にあたっての課題・問題点（職務再設計、人事・賃金管理、健康管理、能力開発）などの観察・分析を行い、その改善案の検討、改善案の試行及び試行による効果測定を最大 2 年間かけて行い、その取組の経過や検討内容、改善結果等の成果を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が具体的事例として整理し、これを用いて普及啓発を行うことを目的としています。

生涯現役をめざす職場づくり研究とは、高齢者が働きやすい職場にするために、制度の見直しや働く環境の改善を行うための研究を、企業と機構が共同で行う事業です。



研究の種類について 「作業工程改善型」と「制度改善型」があります

「作業工程改善型」

・研究期間が2年以内

(例)

職務再設計

- ・重量物を取り扱う作業の負担を軽減して高齢者の職域を広げる
- ・無理な姿勢での作業を改善するために作業方法を見直す

「制度改善型」

・研究期間が1年以内

(例)

人事・賃金管理

- ・高齢者のモチベーションが上がる評価・賃金制度を作る
- ・高齢者の様々な希望に配慮した対応ができる人事制度を作る
- ・賃金と年金との併給、業種の特性等を反映した新たな賃金体系の構築

健康管理

- ・高齢者が安心して働ける健康管理の仕組みの確立
- ・疲労の改善、身体機能の維持等についての身体トレーニング方法の開発

能力開発 他

- ・製品の多品種化に対応した高齢者向け教育訓練制度を作る
- ・高齢者が磨いてきた技能を後継者に伝えていく仕組みを作る
- ・高齢者の意欲と能力を活用した新たな就業形態の開発・試行・効果検証

高齢者が意欲と能力を発揮できるようにするために企業が抱えている課題を改善する取り組みであれば、幅広いテーマで実施できます

事業の流れについて

相談・調査(通年)

“こんなテーマで研究を実施したい”とご希望があれば、いつでもお気軽にご相談ください。
事前の調査も行いながら、現在抱えている問題点と改善の可能性を検討します。

公募(年1～2回程度)

研究申込

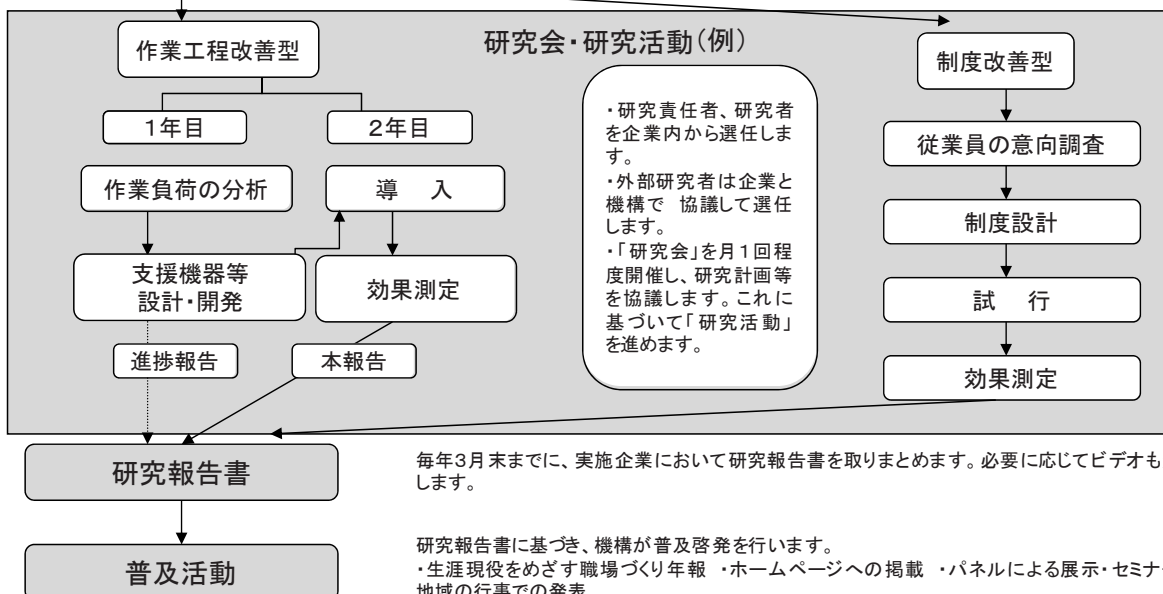
企業において、研究内容、スケジュール、研究者の選定、費用等、具体的な計画を策定し、
「生涯現役をめざす職場づくり研究申込書」によりお申し込みください。
※公募を行いますので、そちらにお申し込みいただけます。

審査委員会

外部の有識者により構成される「審査委員会」において、研究の目的・内容、事業としての
適合性を審査します。2年目の研究については進捗管理等を審査します。

生涯現役職場づくり 研究実施契約

制度の趣旨に合致する研究計画について実施契約を締結し、研究活動を開始します。
※契約期間は、型によって変わります。



毎年3月末までに、実施企業において研究報告書を取りまとめます。必要に応じてビデオも添付します。

研究報告書に基づき、機構が普及啓発を行います。
・生涯現役をめざす職場づくり年報 ・ホームページへの掲載 ・パネルによる展示・セミナー等
地域の行事での発表

○生涯現役をめざす職場づくり研究費

■研究費の上限を設定し、研究に係る費用の1/2が機構負担です。

- ・2年間で最大2000万円以内(機構負担1000万円以内)
作業工程改善型1年目..400万円以内、2年目1600万円以内
制度改善型は1年で400万円以内

○生涯現役をめざす職場づくり研究を利用すると

- 研究に係る費用の1/2を機構が負担するので、少ない費用で研究(改善)ができます。
- 研究を行うなかで、開発・改善導入した機器や装置等はそのまま自社で使用できます。

○生涯現役をめざす職場づくり研究の実施対象となる事業主は

次のいずれにも該当する事業主またはその事業主が構成する団体等を対象

- 雇用保険の適用事業主
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に定める高年齢者雇用確保措置を講じている、もしくはこれを超える措置を講じている事業主
- 55歳以上の雇用保険の被保険者を概ね10名以上雇用している事業主
- 高年齢者の継続雇用の推進のために、研究成果を活用することに同意できる事業主

○詳しくは下記へお問い合わせ・ご相談ください

- (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
雇用推進・研究部 研究支援課 (電話043-297-9528)まで